

入札公告（説明書）

令和6年7月5日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 梅木 秀郎

次のとおり条件付一般競争入札方式による調達案件について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）』（以下、「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告4-2-1. に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間水文調査
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』または『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 東北支社長 梅木 秀郎
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 東北支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 J R仙台イーストゲートビル12階 (電話) 022-395-7574 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本調達案件においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書2-18. に示すとおり
1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年7月22日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年7月22日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1. ～4-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 競争参加資格確認申請書様式3</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年8月22日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本調達案件においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本調達案件においては非該当
2-8	技術提案書の特定通知日	本調達案件においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本調達案件においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本調達案件においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本調達案件においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本調達案件においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年9月2日 16時00分 ※共通入札公告4-4. に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書</p>
2-14	開札日時	令和6年9月3日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する 質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和6年8月19日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する 回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の 貸与）	本調達案件においては非該当

【ご案内】NEXCO東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

東北支社においては、令和5年4月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたしました。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（ICカードをお持ちの場合は即日登録完了。ICカード未保有の場合はカード準備のため1か月程度で登録完了。）

詳細は、NEXCO東日本のHPに掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

競争参加資格要件等一覧表

業務名		秋田自動車道 北上西～錦秋湖間水文調査																																									
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式																																									
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																									
	見積活用方式の対象	無																																									
	評価値の算出方法	加算方式																																									
	入札ポンド	対象外																																									
	履行ポンド	対象																																									
	審査時期	事前審査																																									
		開札時において、以下に示す業種区分の「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。																																									
業種区分		地質・土質調査																																									
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成21年4月1日以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																									
	同種業務実績	<p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(業務データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	地質	地下水			土質及び基礎	地下水																														
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																								
地質	地下水																																										
土質及び基礎	地下水																																										
競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。																																									
	同種業務実績	<p>平成21年4月1日以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</p> <p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(業務データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている業務において技術者情報に登録されている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	地質	地下水			土質及び基礎	地下水																														
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																								
地質	地下水																																										
土質及び基礎	地下水																																										
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	<p>次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>イ</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>技術士</td> <td>総合技術監理部門</td> <td>建設－土質及び基礎</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>技術士</td> <td>総合技術監理部門</td> <td>応用理学－地質</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>技術士</td> <td>建設部門</td> <td>土質及び基礎</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術士</td> <td>応用理学部門</td> <td>地質</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="3">上記3～4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1</td> </tr> <tr> <th>ロ</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>RCCM</td> <td>地質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>RCCM</td> <td>土質及び基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地質調査技士</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</p> <p>※1「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。</p>		イ				1	技術士	総合技術監理部門	建設－土質及び基礎	2	技術士	総合技術監理部門	応用理学－地質	3	技術士	建設部門	土質及び基礎	4	技術士	応用理学部門	地質	5	上記3～4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1			ロ				6	RCCM	地質		7	RCCM	土質及び基礎		8	地質調査技士		
	イ																																										
1	技術士	総合技術監理部門	建設－土質及び基礎																																								
2	技術士	総合技術監理部門	応用理学－地質																																								
3	技術士	建設部門	土質及び基礎																																								
4	技術士	応用理学部門	地質																																								
5	上記3～4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1																																										
ロ																																											
6	RCCM	地質																																									
7	RCCM	土質及び基礎																																									
8	地質調査技士																																										
手持ち業務金額及び件数	<p>手持ち業務金額及び件数が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が5億円以上</p> <p>②1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上</p> <p>なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。</p> <p>また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2.5億円以上、②の件数は5 件以上とする。</p> <p>※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</p>																																										
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	<p>業務名) 秋田自動車道 北上西地区施工管理業務</p> <p>受注者名) 株式会社 拓進工営</p> <p>業務名) 秋田自動車道西和賀地区施工管理業務</p> <p>受注者名) 株式会社 東建工営</p>																																									
その他	業務実施体制が「不適」の場合には競争参加を認めない。																																										

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	予定照査技術者に求める事項	配置基準	履行期間の開始日(「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期)において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
		技術者の配置	不要
		同種業務実績	-
	予定現場作業責任者に求める事項	技術者資格	-
		技術者の配置	必要
		同種業務実績	-
技術者資格	予定管理技術者に求める技術者資格と同一とする。		

※予定管理技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

評価 タイプ	WTO 適用以外	土木設計 以外	調査 タイプ	地域精通 あり
-----------	-------------	------------	-----------	------------

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式	技術評価点(満点)^(注1)	100点
-----------------	---------------------------------	-------------

評価項目		評価基準																								
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ〜トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村</td> <td>25点</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下の場合には加点しない ②上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ〜トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村		25点	25点	以下の場合には加点しない ②上記に該当しない		0点												
評価基準		評価	配点																							
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ〜トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村		25点	25点																							
以下の場合には加点しない ②上記に該当しない		0点																								
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の地域での業務実績	次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。 履行対象地域：岩手県内</td> <td>①実績がある</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>公的機関等とは、国、地方公共団体、及び、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人とする。</p>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。 履行対象地域：岩手県内		①実績がある	5点	5点			②上記に該当しない	0点										
評価基準		評価	配点																							
平成21年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。 履行対象地域：岩手県内		①実績がある	5点	5点																						
		②上記に該当しない	0点																							
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する。 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td>15～0点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績</td> <td>α = 1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②国土交通省(道路事業)が発注した同種業務実績</td> <td>α = 0.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に該当しない</td> <td></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する。 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり			15～0点	15点	①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績	α = 1.0				②国土交通省(道路事業)が発注した同種業務実績	α = 0.5				上記に該当しない			0点
評価基準		評価	配点																							
平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する。 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり			15～0点	15点																						
①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績	α = 1.0																									
②国土交通省(道路事業)が発注した同種業務実績	α = 0.5																									
上記に該当しない			0点																							
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。</td> <td>①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する</td> <td>2.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。		①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する	5点	5点			②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する	2.5点				③上記に該当しない	0点					
評価基準		評価	配点																							
平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。		①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する	5点	5点																						
		②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する	2.5点																							
		③上記に該当しない	0点																							
競争参加者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減する。</td> <td>①文書警告</td> <td>-2点</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②口頭注意</td> <td>-1点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>	評価基準		評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減する。		①文書警告	-2点	-2点			②口頭注意	-1点										
評価基準		評価	配点																							
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減する。		①文書警告	-2点	-2点																						
		②口頭注意	-1点																							
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する</td> <td>7.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	15点	15点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	7.5点				③上記に該当しない	不適					
評価基準		評価	配点																							
技術部門・科目・種類に応じ評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	15点	15点																						
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	7.5点																							
		③上記に該当しない	不適																							
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の若手・女性技術者の配置	次の基準で評価する。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	5点	② 上記に該当しない		0点												
評価基準		評価	配点																							
① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	5点																							
② 上記に該当しない		0点																								

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村		20点	20点		
			以下の場合には加点しない ②上記に該当しない				0点	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の地域での業務実績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成21年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。 履行対象地域：岩手県内	①実績がある		5点	5点	
				②上記に該当しない			0点	
公的機関等とは、国、地方公共団体、及び、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人とする。								
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する。 評価点 = 配点 × α × $\frac{(\text{同種業務実績の業務評定点} - 70)}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり		5～0点	5点		
			①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績		α = 1.0			
			②国土交通省(道路事業)が発注した同種業務実績		α = 0.5			
			上記に該当しない				0点	
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数	配置予定管理技術者の経験及び能力	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が5億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2.5億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない		適	-	
				いずれかに該当する			不適	-
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49](※調査等共通仕様書を適用する場合)/[共通仕様書1-47](※施設工事調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない		適	-	
				いずれかに該当する			不適	-

(注1) 技術評価点は競争参加資格申請書より評価した評価点に60/100を乗じて算出する。